一橋大学機関リポジトリ
HERMES-IR

Title	中国東北地方における農村実態調査 : 康徳三(1936)年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について
Author(s)	江夏, 由樹
Citation	
Issue Date	1998-02
Type	Technical Report
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/14658
Right	

Hitotsubashi University Repository

Discussion Paper No. *D97−23*

中国東北地方における農村実態調査

康徳三(1936)年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について

江 夏 由 樹

February 1998

INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH HITOTSUBASHI UNIVERSITY

中国東北地方における農村実態調査

康徳三(1936)年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について

江夏由樹

(一橋大学経済学部)

はじめに

第１節　満洲国農村実態調査報告の概要

第２節　農村における公租公課の負担

まとめに代えて

統計資料

はじめに

（1）

中国の農業や農業社会の歴史に関する様々な統計数字、例えば、人口、耕地面積、土地権利関係、農業生産量、雇用関係、農家の家計・財産・公租公課の負担などについて信頼できる、系統だった統計数値を得ることは容易でない。各時代の実録、档案史料、各種の政書、地方志、年鑑、報告書などにはそうした関係の数字が散在するが、それらは各時代、各地域の農業や農業社会の実情の一部を断片的に示しているにすぎない。そもそも、人口や耕地面積といった基本的な事柄に関する数字についても厄介な問題が存在した。つまり、かつては耕地や成人男子（丁）が課税の対象となっていたことから、税負担の軽減を図る地主・農民などはその丁数や耕地面積について、必ずしも正確な数字を官に報告したわけではなかった。また、各地方の官衙もそうして得られた数字をそのまま上級の官衙に報告するだけであった。なぜならば、隠された耕地や丁を新たに摘発したところで、それはかれらの徴税業務の負担を増加させることだけを意味したからである。こうした事情から、各時代の王朝・政府は人口、耕地面積の実数を十分に掌握していたわけではなかった。このことは王朝権力の衰退した時代にはとりわけ顕著であった。したがって、現在、諸史料に記録されている人口や耕地面積に関する数字をそのままの形で利用することにはかなりの問題があり、その取扱には十分慎重でなければならない。(1)

さらに、農業関係の様々な統計数字の整理・利用については、技術的にも厄介な問題が少なくない。まず、度量衡の問題がある。つまり、中国では、時代、地域によってその度量衡を異にしていた。例えば、同じ1畝といっても、地域ごとに、時には村ごとに、その実際の面積が異なっている場合が多かった。このことは、容積や重量の単位の場合についても言えた。したがって、厳密なことを言えば、地域や省ごとの、あるいは、中国全体の耕地面積や農業生産量などの推計を行う際には、こうした度量衡の差異という問題を念頭に置いておく必要がある。とりわけ、時代や地域ごとに、単位面積あたりの収穫量などを比較しようとする場合などには、この問題が無視できなくなってくる。

また、中国の地方行政機構、その区画が時代ごとに異なっていたことは、各地域ごとの人口・土地などに関するデータを時系列に整理することを複雑にしていた。この点と関連して、中国の領域が時代ごとに大きく異なっていたという点も重要である。中国の歴史統計をまとめていく場合、例えば、モンゴル、チベット、東三省（満洲）、台湾などの地域のデータをどのように扱うかという問題は決して単純ではない。

そうした制約のなかで、梁方仲『中国歴代戸口、土地、田賦統計』などの研究は系統を異にする様々な史料から、中国歴代の人口・土地・田賦に関係する数値を拾い出し、その整理を行った。(2) しかし、そこにある数字は極めて概数的なものにならざるをえず、そこから細かな推計作業を進めていくことには困難がある。また、パーキンス、ワン（王業鍵）、リウ・イエなどは中国農業の歴史的な展開を数量的にとらえることを試みた。(3) しかし、それらの研究は上記のような断片的なデータを用い、どちらかと言えば、推計に推計を重ねるという性格のものであった。その研究成果は大いに参考としなければならないが、それらの内容を比較・検討することにより、中国農業史に関してより精度の高い統計数字や推計値を獲得できるというわけには必ずしもいかない。

このように、中国農業社会に関するマクロ的な統計数値を時系列で獲得することは容易でない。そこで、ここでは、かつて中国農村を対象に行われた実地調査報告の類に着目してみたい。そうした研究としては、中国農村の実態調査を１９２９－３３年に行い、その成果をまとめたバックの報告が有名である。(4) バックは南京大学卒業生を２２省の１６８カ所にわたる地方に派遣し、その地の人口、耕地、農業生産、農家の家計・消費・租税負担などについて調査を行った。そこにまとめられたデータをどのように評価するかという問題はあるにせよ、バックの報告は当時の中国農業を数量的に解明していくための重要な資料を提供している。バックの調査は中国のごく一部の、限られた農村地域に関するものであったが、そこで得られた統計数字は中国農業全体を考察するうえでの有力な資料となった。つまり、マクロ的な研究に通じるミクロな研究であったと言えよう。

（２）

こうしたバックの調査と同じような性格を有するものとして、満洲国国務院実業部によって行われた農村実態調査がある。１９３４（康徳元）年以降、満洲国政府は調査員を各地の農村に派遣し、大規模な調査活動を行った。その成果は『康徳元年度　農村実態調査報告書』、『康徳三年度　農村実態調査報告書』、また、康徳三年度、四年度、五年度の『県技士見習生農村実態調査報告書』などとしてまとめられた。(5) 詳しくは次節で説明することになるが、調査地点の全ての農家が調査対象となり、それぞれの家の歴史、家族、耕地、農業生産、小作関係、雇用、家計、公租公科の負担などについて詳細な聞き取りが行われた。この報告では、調査対象となった村の政治・経済・社会の概況、その歴史などが「一般調査報告」として記されるとともに、戸口調査の結果は数量的なデータとしてまとめられた。『康徳元年度　農村実態調査報告書』、『康徳三年度　農村実態調査報告書』だけでも調査対象となった農家数は３７ヵ村の１６００戸を越えていた。これら報告書の『戸別調査之部』は調査結果の数値が各農家ごとに集計されており、かなり細かな内容の吟味、その数量的分析が可能となってくる。

『農村実態調査報告書』はいわゆる「満洲」の農村を調査対象としていたが、当時のいわゆる「南満」と華北の農業に大きな差異があったとは考え難く、その意味で、この報告書は中国農業全体をとらえていくうえでも貴重な資料となる。また、張作霖・張学良時代のこの地域の農業社会を考察するうえでも示唆に富む。バックの研究と同じく、限定された地域のサンプル調査の結果ではあるが、この『農村実態調査報告書』は中国農業の実態を数量的に分析していくための重要なデータを提供している。バックの報告は東三省（満洲）を調査対象として含んでいないこともあり、この『農村実態調査報告書』とバックの調査の結果を比較・検討してみることは極めて興味深い。

すでに、満洲国政府は康徳元年度の『農村実態調査報告書』にもとづいて、幾つかの研究報告書をまとめた。また、調査地域がより広範であった康徳三年度の調査結果についても、その成果を利用した若干の報告書が公刊されている。(6) また、近年では、中兼和津次、R．マイヤーの両氏がこの『農村実態調査報告書』を利用し、当時の満洲農業をそれぞれ興味ある視点から分析している。(7) しかし、この報告書に収められたデータの内容が極めて豊富で、多岐にわたることを考えると、この調査報告の成果についてはさらに様々な視点から分析を行うことが可能であろう。とりわけ、上述のように、満洲国時代には

様々な農業関係の報告書が公刊されたが、それらの内容をあらためて考察していくためには、それら報告書の基礎資料となったこの『農村実態調査報告書　戸別調査之部』のデータに戻って分析を行うことが必要であろう。コンピュターの利用はそうした研究の可能性を大いに広げると考えられる。

以上のような研究関心から、本稿は『康徳三年度　農村実態調査報告書』をとりあげ、その初歩的な考察を行う。第１節ではこの報告書の内容を概観し、第２節では、農民の公租公科の負担という問題をとりあげ、この報告書のデータを用いて、今後、中国農村社会を分析していくための一つの準備作業に着手したい。そのなかで、これまでのワンやバックの研究が十分にとらえられなかった、農民の実質的な税負担という問題に焦点を当ててみたい。

註

(1) 中国の史料に記されている土地面積に大きな問題があることは、何炳棣『中国歴代土地数字考實』（聯経出版社、民国８４年）が詳しく論じている。また、登録された耕地面積が如何に実情と乖離していたかということは、例えば、関東都督府・関東庁の行った土地調査事業の結果からも窺うことができる。日露戦争後、日本の手によって行われた実地調査により、関東州（遼東半島の南端）において広大な面積の耕地が新たに「発見」され、この地域の耕地面積は清朝政府の掌握していた登録面積の約３倍にも広がったという。拙稿「関東都督府及び関東庁の土地調査事業について」『一橋論叢』第９７巻６号、１９８７年１２月。

(2) 梁方仲『中国歴代戸口、土地、田賦統計』（上海人民出版社、１９８０年）

(3) Perkins, Dwight H. Agricultural Development in China, 1368-1968, Aldine Publishing Co., 1969

Wang, Yeh-chien, Land Taxation in Imperial China, 1750-1911, Harvard Univ. Press, 1973

----------, An Estimate of the Land Tax Collection in China, 1753 and 1908, East Asian Research Center, Harvard Univ., 1973

liu Ta-chung and Yeh Kung-chia, The Economy of the Chinese Mainland, 1933-1959, Princeton Univ. Press, 1965

(4) John Lossing Buck, Land Utilization in China, University of Nanking, 1937
（邦訳：三輪孝・加藤健共訳『支那農業誌（上・下巻）』（生活社、昭和１３年）

(5) （満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『康徳元年度　農村実態調査報告書　戸別調査の部』（全３冊）、１９３５年
（満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『康徳３年度　農村実態調査報告書　戸別調査の部』（全４冊）、１９３６年
（満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『農村実態調査一般調査報告書　康徳３年度』（全２１冊）、１９３６年
（満洲国）国務院実業部産業調査局『康徳３年度　県技士見習生農村実態調査報告書』（全４冊）１９３６年

（満洲国）国務院産業部濃務司『康徳４年度　農村実態調査報告書（県技士見習生）』（全４冊）１９３７－３８年

（満洲国）国務院産業部濃務司『康徳５年度　農村実態調査報告書（県技士見習生）』（全１冊）１９３８年

(6) 康徳元年度の調査結果を利用した報告書として、

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農家概況編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　小作関係並に慣行編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農業経営編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　販売並に購入事情編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　雇用関係並に慣行編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農家の負債並に貸借関係編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農業経営続編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　土地関係並に慣行編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農村社会生活編』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　農家経済収支』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　土地関係並に慣行編（補遺）』１９３７年

『農村実態調査報告書　康徳元年度　耕種概要編（北満農具之部）』１９３７年

また、康徳３年度調査の成果を利用したものとして、

『農家経営経済調査　康徳３年度』（全３冊）１９３８年

『農村実態調査報告書　康徳３年度　農家の負債並に貸借関係編（南満之部）』１９３７年

(7) 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』（アジア政経学会、昭和５６年）

なお、本書には満洲国時代に公刊された各種の農村調査報告についての文献解題が付されている。

Ramon H. Myers, "Socioeconomic Change in Villages of Manchuria during the Ching and Republican Periods," Modern Asian Studies, Vol.10(4), 1976

第１節　満洲国農村実態調査報告の概要

（１）

満洲国政府によって行われた農村実態調査報告は大きく三つの系統からなる。まず、１９３４（康徳元）年、濱江省の１０県、龍江省の６県の農村において大規模な農村実態調査が行われた。調査戸数は全部で６２７戸であった。この調査の結果は『康徳元年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』（全３冊）としてまとめられた。(1) 続いて、１９３６（康徳３）年、吉林省の２県、龍江省の１県、黒河省の１県、三江省の２県、間島省の１県、安東省の２県、奉天省の７県、錦州省の２県、熱河省の２県の農村においてさらに大規模な農村実態調査が実施された。調査対象となった農家の総数は１０９５戸であった。この調査の記録が『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』（全４冊）、並びに、『農村実態調査一般調査報告書　康徳三年度』（全２１冊）である。(2) 地図を開くと分かるように、康徳元年度の調査が満洲北部を対象としていたのに対し、康徳３年には満洲南部を中心に調査が行われた。その後、１９３６（康徳３）年から１９３８（康徳５）年にかけて、実業部農村技術員養成所県技士見習生によって同様な農村実態調査が行われ、その成果は、康徳３年度、康徳４年度、康徳５年度の『県技士見習生農村実態調査報告書』（全９冊）としてまとめられた。その調査対象は吉林省の４県、奉天省の２県、錦州省の２県、通化省の１県にある農村であった。但し、この県技士見習生の調査は規模が小さく、報告の内容も比較的簡単なものが多かった。(3)

康徳元年と康徳三年に行われた調査の方法は基本的に同様であったが、康徳三年度の調査は地理的にもより広い範囲を対象とし、聞き取りを行った農家の数も多かった。とりわけ、康徳三年度の調査報告書が、統計資料である『戸別調査之部』と文章で記述された『一般調査報告書』の二部から構成されていたことの意味は大きい。つまり、ここでは、各村・農家の経済状況について、個々の統計表にある数字の持つ意味を、文章の説明によって確認していくことが可能となる。そこで、本節では、特に、『康徳三年度　農村実態調査報告書』を取り上げ、その内容を考察していきたい。将来的には、『康徳元年度　農村実態調査報告書』、『県技士見習生農村実態調査報告書』へと分析の範囲を広げていくつもりである。

（２）

康徳三年度の農村実態調査報告の調査地点と農家戸数・人口をまとめたものが表１である。調査対象となった農村（屯）は２１の県に所在し、北は黒龍江を境にブラゴエチェンスクと国境を接した瑷琿県、南は遼東半島南部の荘河県や蓋平県、東は松花江と黒龍江の合流点に近い富錦県、朝鮮との国境に近い延吉県、西は熱河省の豊寧県、寧城県にまで展開していた。(4) １村（屯）の調査戸数は二十戸から九十戸程、その人口は百数十人から五百人程であり、報告書全体で調査戸数の合計は１０９５戸、その人口は６９１１人であった。重要な点は、この調査では、各村（屯）において、居住する全ての戸が調査対象となったことである。つまり、各村の上層から下層までを含んだ、全ての農民の経済的、社会的状況がそこに記録されていることになる。この点は、例えば、バックの報告が特定の地域の特定の農家をサンプルとして抽出し、その調査を行ったことと対象的である。なお、

調査対象となった村（屯）が広範囲に展開していたことから、それぞれの村により、その歴史、経済・社会の状況はかなり異なっていた。つまり、本報告書にある各項目の統計数字を整理する際には、報告書全体としてとらえるだけでなく、調査村ごとの数値が示す特徴にも十分配慮する必要がある。

農村実態調査は全部で１１組の班によって実施され、それぞれの班は二つの村（屯）の調査を担当した。１つの班は５人から８人の調査員によって構成されたが、現在、かれらの氏名も明らかである。各班は調査対象の村を管轄する県公署、財政局において、あらかじめ、当該村の租税、土地所有関係などについて調査を行い、その後、警備隊を伴って調査地に赴いた。通常、調査員は調査地に１０日から２週間程滞在し、その間、村の政治・経済・社会状況の調査、さらに、通訳を連れて各戸ごとの聞き取り調査を行った。(5)

現在、この農村実態調査のマニュアルと考えられる、産業部大臣官房史料科『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』という資料が存在する。このマニュアルには実際の調査に用いられた調査票の様式が収録されており、さらに、各調査項目に関する様々な注意点、農民への質問の仕方、調査票の記入方法などが詳細に記されている。そこには、例えば、如何にして度量衡の地域的相違、度量衡の用途による相違、混乱した土地権利関係、複雑な納税方法を明らかにするか、また、如何にして正確な耕地図を作成するかといった問題が論じられている。(6) その叙述の一つ一つから、当時、この調査にはどのような困難な問題が存在したのか、また、そうした問題の背後にある農村の政治・経済・社会状況を窺うことができる。

『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』を読むことによって、始めて、『康徳三年度満洲農村実態調査報告書　戸別之部』の調査結果の内容を具体的に理解できるということの実例を、一つだけ挙げてみたい。中国農民の多くはかつて「文盲」であったと言われる。しかし、文盲率が具体的にどの程度であったのかとなると、何とも言えないのが実情である。『農村実態調査報告書　戸別之部』にある集計表のうち、「第三　家族構成表」には、各屯の農家の家族の教育程度が、「修学中」、「識字」、「文盲」の３つのカテゴリーによって記されている。そこにある数字を整理してみると、各屯によって事情は幾分異なるものの、「文盲率」は必ずしも我々の予想ほど高くはないという印象を持つ。その率は約５０から７０パーセント程度であるが、女性の大部分が「文盲」であったことを考えると、男性の識字率は意外と高かったことになる。（但し、敦化県、盤石県の調査屯における「文盲率」は約８０パーセントとかなり高かった。）むしろ、問題は女性の識字率の低さにあったとも言えよう。さて、ここでは、「文盲」の定義が問題となる。『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』によると、数えの七歳児が一般的に有するとされる識字能力を有さない場合、これを「文盲」と理解していた。(7) この定義がどこまで調査のなかで有効な意味を持ったのかは明らかでないが、『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』を読むことによって、報告書に記された数字の持つ意味が具体的に明らかになるという一例である。

なお、この他に、「『満洲』農村実態調査遺聞（報告者：野間清）」「中国における農村・農業調査（報告者：平野蕃）」〔井村哲郎編『満鉄調査部　－関係者の証言－』はこの調査に関係した人物の回顧録をまとめたものであり、これらの記述からも、当時の調査の様子を具体的に知ることができる。特に、野間氏は、この調査のなかでは、各調査員の

思い込みが強く働いており、農民には誘導尋問に近い形で質問が行われていたことを述べている。[8] 『農村実態調査報告書』を資料として利用するについては、こうした点を十分に認識しておく必要がある。

（3）

表2は『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別之部』の内容を示したものである。報告書は県と村（屯）の概況を説明した後、各農家に対する聞き取り調査の結果を集計表でまとめ、さらに、調査屯付近の村の状況、度量衡・地積・税目税率・穀物価格などについて記している。各集計表にある数字を分析していく際に、これらの度量衡、租税に関する資料は有用である。ここには、調査地点の度量衡の体系が具体的な数字によって記されているので、各村（屯）の土地面積、収穫量、単位面積当たりの収量などの数字を統一的な基準でとらえることが可能となってくる。[9]

本報告書の中心を構成した部分が１６の集計表であった。「(1)農家概況表」は各農家の家族・経営様式・労働・土地所有・耕地・財産・副業などについて、その概略を示し、「(2)農家略歴表」は各農家の出身地・移住・当該地における居住の歴史などについて、「(3)家族構成表」は各家族の性別・年齢構成、教育程度、労働力などについてまとめている。「(4)被傭労働表」、「(5)雇用労働表」、「(6)労働関係表」は各農家の労働力、労賃、雇用関係などについて、「(7)土地関係表」は各農家の所有・保有する土地の面積、そこに展開する所有権・押権、典権といった土地所有関係について、「(8)建物大農具表」「(9)飼養家畜表」は動産・家畜といった財産関係についての調査結果を記している。さらに、「(10)小作関係表」「(11)公租公課表」は標題の通り、各農家の小作関係、租税負担についての資料である。「(12)作物別播種面積並収量表」「(13)農産物売却表」は各農家について、各種作物の作付け面積と収穫量、また、その市場への売却量、その価格などについて記している。「(14)生活費現金支出表」「(15)貸借関係表」「(16)現金収支表」は各農家の家計、現金貸借関係などについてまとめている。そこには、各農家ごとの収入源とその金額、また、住居費、食費、被服費、光熱費、慶弔費といった各項の支出内訳が詳細に記されている。

上記の集計表にある統計数字を利用することにより、思いつくだけでも、例えば、当時の農民は如何なる作物をどのような形で耕種し、そこから、どの程度の収穫を得ていたのか、かれらは農産物の売却からどの程度の現金収入を獲得し、農業以外からの収入はどの程度であったのか、かれらの小作料・税金の負担はどのようなものであったのか、かれらの家計の収入・支出の具体的な中身、金銭や穀物の貸借関係、かれらの間の所得格差はどのようなものであったのかといった問題を数量的に分析することの可能性が念頭に浮かんでくる。もし、そうした分析が可能であるならば、それは１９３０年代の中国の農業をマクロ的にとらえていくための有用な指標となるかもしれない。

「はじめに」で述べたように、これまで、歴史研究の分野ではその信頼度という点から、史料に残された農業関係の統計数字を積極的に利用することに慎重であった。しかし、上に述べたような中国の農業社会に関する問いを、歴史研究がこれまで十分に解明してきたかというと、必ずしもそうではない。農業社会の歴史は、しばしば、「地主小作制」といった抽象的な概念によってのみ説明されがちであった。したがって、農村経済の諸側面を具体的な数値によってとらえるという作業は、今後、歴史研究にとっても重要な課題であ

ると考える。その点で、『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』にある数字資料が、『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』『農村実態調査一般調査報告書　康徳三年度』という記述資料によっても検証できるということの意味は大きい。

農村実態調査報告書にある数多くの集計表の示す内容を考察していくためには、まず、何らかの特定の問題を設定し、そこから分析を進めていく必要があろう。各集計表の内容は相互に連関していることから、一つの集計表に着目することは、他の関係する集計表の内容の分析とも密接に関わってくる。そうした意味から、次節では、この農村実態調査報告書の公租公課関係の統計について初歩的な検討を加えてみたい。

註

(1)　前掲　（満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『康徳元年度　農村実態調査報告書　戸別調査の部』（全３冊）、１９３５年

(2)　前掲　（満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『康徳３年度　農村実態調査報告書　戸別調査の部』（全４冊）、１９３６年

前掲　（満洲国）国務院実業部臨時産業調査局『農村実態調査一般調査報告書　康徳３年度』（全２１冊）、１９３６年

(3)　前掲　（満洲国）国務院実業部産業調査局『康徳３年度　県技士見習生農村実態調査報告書』（全４冊）１９３６年

前掲　（満洲国）国務院産業部濃務司『康徳４年度　農村実態調査報告書（県技士見習生）』（全４冊）１９３７－３８年

前掲　（満洲国）国務院産業部濃務司『康徳５年度　農村実態調査報告書（県技士見習生）』（全１冊）１９３８年

(4)　通常、県はいくつかの村によって構成され、また、一つの村はいくつかの屯（集落）によって形成されていた。本稿が取り上げているこの農村実態調査は屯を対象に行われた。したがって、正確には屯の調査と書くべきであるが、日本語として少々不自然なところがあるため、村（屯）の調査と記す。

(5)　前掲　国務院実業部臨時産業調査局『農村実態調査一般調査報告書康徳３年度』の各冊の冒頭に、調査者の氏名が列記してある。また、調査の具体的な様子については、「『満洲』農村実態調査遺聞（報告者：野間清）」「中国における農村・農業調査（報告者：平野蕃）」〔井村哲郎編『満鉄調査部　－関係者の証言－』（アジア経済研究所、１９９６年）所収、41-66,67-83 頁〕に、当時の関係者の思い出話が記されている。

(6)　（満洲国）産業部大臣官房資料科『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』（康徳６年４月）

(7)　同書　２３７－２３８頁

(8)　前掲　「『満洲』農村実態調査遺聞（報告者：野間清）」

(9)　前掲　『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』にある、各屯についての「度量衡地積税率」

第2節　農村における公租公課の負担

（1）

国家の官僚機構にとって税収の確保は重要な課題であり、中国の史料には税制に関する記述が豊富に存在する。そうした史料を利用することにより、これまでにも、国家財政についての研究は盛んに行われてきた。しかし、省や県レベルの財政となるとその研究は手薄であり、さらに、各在地における徴税の実態については良く分かっていない。中国では、県などの地方行政機関が実際の徴税を行っていたが、県は徴集した税金のうち、その一部の規定額を府・省などの上級機関に送付し、残りは自らの財源としていた。そのうち、かなりの部分が地方官吏の私的収入となったことは想像に難くない。各省も各地から送られてきた税金の一部を中央に上納し、残りは自己の財源としていた。そして、徴税の現場では、様々な手数料や付加税の徴集が行われていた。したがって、中央政府の手にした財源は各在地で徴集された税金のごく一部であり、中央や省のレベルでは実際にどれほどの税金が社会の末端で徴集されているのかを掌握できなかった。中国史研究のなかで、一方では、農村社会の荷重な税負担が強調され、他方で、そうした負担が一般に言われるほどのものではないとする議論が存在するのも、その背景には、税負担の実情を具体的に示す資料が少ないことによる。

さて、ここで取り上げる『農村実態調査報告書』の集計表「第十一　公租公課表」は納税に関わる事項について、各農家に対して行った聞き取り調査の結果をまとめたものである。この表は徴税される側から、各農家の税負担の実情を説明したものとして注目できる。ここにある数字が一体どこまで正確に現実を反映していたかどうかは、最後まで問題となるが、とりあえず、本節はこの表の内容を中心に準備的な考察を行っていきたい。

（2）

満洲の農村における公租公課の問題を考える場合、まず、各村の歴史を簡単に確認しておく必要がある。表3は『農村実態調査報告書』にある各村（屯）に関する「屯の概況」と集計表「第二　農家略歴表」を用いて作成したものである。この表を見て分かるように、調査地点となった２１の村（屯）はかつて清朝皇室が特権的に占有していた土地（⑥⑯⑰の囲場など）、盛京内務府などの皇室関係の官衙の管轄下におかれた官荘地（⑭の内務府官荘地）、八旗官兵のための職田（⑫の伍田地）、八旗官兵の土地（①③⑤⑪⑳の旗地）、清朝王公の荘園（⑬の范文正公荘園）、モンゴル王公の占有した土地（②⑮⑲㉑の蒙地）などであった。その沿革は様々であったが、いずれの土地もかつては州県という民衙門ではなく、皇室・王公・八旗関係の「旗衙門」の管轄下に置かれていた。したがって、これらの土地を耕作した農民は国家に対する「税」ではなく、これらの土地を「所有」する清朝皇室・王公、八旗官兵などに「租（小作料）」を納めていたのである。これらの土地は後に「官地」と総称された。しかし、清末から民国の時代にかけて、清朝の崩壊に伴い、これらの土地は民間に丈放（払い下げ）され、州県の管轄下に置かれるようになった。その結果、その地の払い下げを受けた者は土地の「所有権」を獲得し、土地税を納めるようになったのである。こうした官荘地、荘園、職田、旗地、蒙地などの民有地化の動きは、『農村実態調査報告書』に取り上げられている村だけでなく、清末以降、東三省（満洲）

各地で大規模に進められていた。

『農村実態調査〔綜合・戸別〕調査項目』も、農村実態調査の際には、こうした土地制度の変遷に十分注意を払うよう指示している。つまり、土地権利関係の確認に必要な作業として、かつての土地払い下げについて、農民に対しどのような質問を行うべきか、細かく説明している。(1) そうした聞き取りの結果が、集計表「第二　農家略歴表」である。この表には各農家の歴史が詳しく記されており、そこから、様々な沿革をもつ旧「官地」のうえに、現在の村がどのように形成されてきたか、その様子を具体的にとらえることができる。この表は歴史研究の材料としても興味深いものである。こうした村の歴史について論じることは別の機会に譲りたいが、この表を土地制度・税制の変遷という問題から見ると、次のような点が明らかになる。つまり、張作霖政権下の民国十（１９２１）年頃までには、調査屯の旧官地は概ね民有地として再編され、各州県が旧来の土地制度とは関係なく、一律の基準で土地に課税できる体制が確立されていた。但し、重要な例外も存在した。報告書にある寧城県和碩金営子屯では国税である田賦の代わりに、「租子」が徴集されていた。(2) これは、旧制度である「蒙地」が解体されておらず、モンゴル王公の土地占有が続いていたことを示している。つまり、この地域では、満洲国政府は国税を徴集できなかったのである。

（３）

表４は、満洲国時代の土地税、つまり、国税の「田賦」と県税の「畝捐」の税率をまとめたものである。この税率は張学良政権時代にまとめられた『東北年鑑』に記されている税率と全く同一であった。また、表５が示すように、土地税である「田賦」「畝捐」の他にも、国税である「禁烟特税」「出産粮石税」「牲畜税」、県税に分類される「学捐」「営業捐」「房捐」など、様々な税目が存在した。この表にあるように、課税は様々な方面にわたっていた。これらの税目も、基本的に、張学良政権時代のものと同一である。(3) つまり、満洲国時代の農村における税体系は、概ね、張学良政権時代のものをそのまま踏襲したものであった。したがって、満洲国時代の農村における税金の問題を分析することは、張学良政権時代の税問題を考察することにもつながる。

満洲国時代、農民は上述の国税や県税、さらに、村費等に分類される各項の税金を負担していた。村費の項目は各村によってその内容を異にしていたが、大体、「村費」「屯費」「保甲費」「農会費」「学校建設費」「道路修繕費」「看青費」「自衛団費」「門牌費」「戸口費」「国旗費」などの項目から成っていた。問題はこうした税金を納める農民の負担がどの程度のものであったかということである。

表６は各屯についての集計表「第十一　公租公課表」の内容をまとめたものであり、陰暦康徳二年一月一日（西暦１９３５年２月４日）から十二月末日（西暦１９３６年１月２４日）までの間に、農民らが納めた税目とその額を示している。納付された税金は基本的に康徳二年度分の課税に対してのものであるが、一部には、滞納されていた康徳元年、大同二年度分のものも含まれている。したがって、この表にある数字は康徳二年（陰暦）に農民らが実際に負担した税額の合計を意味することになる。各村における徴税の実情を理解するため、表６では「公租公課表」の記述内容になるべく手を加えないようにしてある。この表から次のような点を指摘できるであろう。

多くの調査村（屯）において、農民が納めていた税金のうち、国税、並びに、県税の中

心は土地所有者に課せられる「田賦」と「畝捐」であった。これらの土地税を除けば、国税の「出産粮石税」、県税の「粮捐」の負担が比較的大きかった。これらの税金は収穫した穀物を市場に売却した際に課せられたものであった。これらは、穀物の種類にもよるが、一般に従価の１－５パーセント程の税率であった。この他に、義倉制度を維持するための「義倉費」（県税）の徴集がみられた。「義倉費」も所有する土地面積に基づいて課税されていた。つまり、国税・県税については、土地所有者に対する課税を基本としていた。但し、熱河省の豊寧県還将営子屯、寧城県和金営子屯では事情が少々異なっていた。前者ではかなりの戸数の農家がケシの栽培を行っており、ケシの耕作者に課せられた禁烟特税がこの屯で納められる国税の中心となっていた。また、後者では醸造業の家が一戸あり、この家が納める酒税がこの村（屯）の負担した国税の大部分を占めていた。(4)

次に、国税、県税の額と比較して、村費等の額がかなり大きいことに気付く。多くの村（屯）の村費は狭義の「村費」「屯費」「自衛団費」「看青費」「保甲費」などの項目から構成されたが、村によっては「堤防修繕費」「道路修繕費」「学校建設費」「自動車購入費」「前甲長慰労費」などの負担が加わり、その内容は様々であった。また、「県公署トラック寄贈費」などの項目が存在したことから、村（屯）が県公署やその役人のために様々な経済的便宜を提供していたことも考えられる。

国税や県税が政府の定めた画一的な制度のもとに置かれていたのに対し、村費の各項目は各村・屯が比較的自由に設けていたようである。そして、その「税率」も一定ではなかった。例えば、「村費」は概ね所有地１畝当たり２０銭前後に設定されている村が多かったが、遼陽県の調査屯ではそれが６２銭、また、豊寧県の調査屯では８０銭から１円とかなりの高額になっていた。「看青費」なども村によって徴集の仕方は様々であった。また、村費の多くの項目は農民が所有する土地面積を基準として「課税」されていたが、「自衛団費」、「戸口費」、「門牌費」などは、各戸に均等に課せられていることが多かった。例えば、蓋平県の調査屯においては、各戸から「自衛団費」として２円、「門牌費」として８銭、「戸口費」として９銭が徴集されていた。また、磐石県の調査屯では、各戸が「戸口調査費」として１０銭、「電話架設費」として４銭を負担していた。土地を持たない、そして、現金収入の少ない貧農にとって、各戸均等に課せられるこれらの「村税」はかなりの負担となったであろう。いずれにせよ、「村費等」の存在により、農民の負担する実質的な公租公課の額は、それぞれの村によってかなり事情を異にしていた。

問題をさらに複雑にしていたのが、現物（穀物）による税の納入、また、「賦役」の存在である。県税の「義倉」や村費等の「看青費」などの項目は穀物で納められている例が少なくなかった。例えば、西豊県の調査屯における義倉費はその全てが、また、蓋平県の調査屯において徴集される村費の大部分も穀物による現物納入であった。同様に、賦役もまた農民の負担する税目のなかで重要な位置を占めていた。例えば、磐石県、楡樹県、盤山県、新民県、遼陽県の調査屯においては、農民の負担する賦役の合計が２００日を越えていた。磐石県と楡樹県の調査屯では、県税として、それぞれ、各戸に一律２０日、あるいは１０日の賦役労働が課せられており、また、楡樹県の調査屯では、これに加えて、土地を有する農民には３０日の自衛団賦役が課せられていた。盤山県の調査屯では堤防修築費と自衛団費が賦役によって徴集されていた。興味深いところでは、西豊県の調査屯における賦役の場合、各戸は修理を行う道路の距離を割り当てられていた。恐らく、こうした

賦役労働を他の銭納の税負担とともに考察する場合、一日の労働を日当に換算し、その負担を金額で表示する必要があろう。『農村実態調査一般調査報告書』にある各地の雇用に関する記述によれば、地域にもよるが、当時の単純労働の日当は概ね２０銭から４０銭程度であった。しかし、そうした賦役負担を貨幣単位に換算する前に、まず、当時の農民の税負担のなかで、賦役の占めた位置が小さくなかったということを確認しておく必要がある。労働力が少なく、また、貧しい農家にとって、この賦役労働の負担は極めて大きかったであろう。

表７は、各調査屯においてどれほどの公租公課の負担があったかをまとめたものである。各村（屯）の支出総計（Ａ欄）と公租公課の合計（Ｂ欄）については、集計表「第十六　現金収支表」にある数字を用いた。後者は集計表「第十一　公租公課表」にある数字も使えるが、それと「現金収支表」との間に大きな乖離はない。また、賦役（Ｆ欄）と前述の現物納入（Ｇ欄）については、そのままの形で記してある。したがって、各村（屯）の農民が負担した公租公課はＢ欄（銭納の部分）、Ｆ欄（賦役）、Ｇ欄（現物納入の部分）の合計となる。

まず、各村（屯）の農家が納めた公租公課を合算し、その銭納の部分がその村（屯）の農家全体の家計支出の総計に対してどれほどの割合になるか（Ｂ／Ａ）を計算してみると、その結果は調査屯によって大分異なっていた。その割合が低いところでは、その割合は３から５パーセントほど（瑷琿県、延吉県、鳳城県、蓋平県、梨樹県の調査屯）であったが、２０パーセント以上の値（富錦県、黒山県、盤山県の調査屯）を示すところもあった。但し、この数値をもって、必ずしもそれぞれの地域の農民の税負担の軽重は単純には言えない。賦役や税の現物納入の部分が対象外になっているからである。前述のように、例えば、磐石県の調査屯などの農民にとっては、賦役や税の現物納入が大きな負担となっていた。今後、こうした賦役や税の現物納入については、貨幣単位への読み替えなどを行い、農民の税負担の実態を簡潔な形に数量化していく必要がある。また、同じ課税額であっても、それぞれの地域の農民の現金収入の多寡により、かれらの実質的な税負担の重みは違ったであろう。例えば、表８にあるように、樺川県の調査屯では１戸あたりの年間の現金収入は８００円を越えていたが、豊寧県の調査屯における農家のその額はわずかに４０円ほどであった。その意味で、今後、各集計表のうち「農産物売却表」「現金収支表」などを利用し、農家の家計自体も分析していく必要がある。

表７を見て気付くことは、農民の納めた公租公課の合計のうち、「村費等」の占める割合（Ｅ／Ｂ）が相当大きいことである。磐石県、延吉県（Ｂ）、鳳城県、遼陽県、蓋平県、新民県、黒山県の調査屯では、その値が６０パーセントを越え、なかには８０パーセントを越える調査屯も２ヵ所存在した。この数字には、村費等として徴集された、賦役や現物納入は含まれていない。反対に、その値が２０パーセント以下を示しているのは、国税である酒税の納入割合が高い寧城県の調査屯のみであった。つまり、この表を見る限り、当時、この地の農民にとっては「村費等」が最も荷重な「税負担」であったと言えよう。この点をこれまでの研究史のなかでとらえてみると興味深い。例えば、前述のワンの研究は、農民の負担する税の問題を「国税」のレベルで議論していた。(5) これは、かれの研究が政府編纂の史料を利用した結果であり、ワン自身もそうした研究の限界を指摘している。また、バックの研究も税金の問題については、県税レベルまでを調査の対象としていた。

(6) こうした研究史を振り返っても、農家の負担した公租公課のなかで、「村費」等が重要な位置を占めしていたこを示す『農村実態調査報告書』の記述には大いに注目する必要がある。

本節は『農村実態調査報告書　戸別調査之部』に記されている公租公課関係の資料について初歩的な考察を行った。今後、本節で示した各表についてはより精度を高める作業が必要であろう。また、『農村実態調査一般調査報告書』の記述などを参考にしながら、各村（屯）における徴税の実態をより具体的に探る必要がある。筆者は、今後、農民の税負担を考察するという作業を一つの手掛かりとして、さらに、『農村実態調査報告書』の各集計表を利用しながら、そこに描かれた農民の所得や消費行動の実際がどのようなものであったかを探っていきたい。それはミクロな世界を対象にしたものであるが、当時の中国農村経済の実情の一端を、具体的な姿で示そうとする試みになる。

註

(1) 前掲　『農村実態調査〔綜合・個別〕調査項目』７４－７７頁。なお、こうしたマニュアルの指示にもかかわらず、調査員が各村の歴史を十分に理解していたかと言うと、必ずしもそうではなかった。例えば、多くの報告は、「農家略歴表」のなかで、旧官地を耕作していた清代の農民の経営様式を「自作」と書いているが、これは制度史的にはおかしい記述であった。これら農民の経営様式は「官荘・荘園の小作」とならなくてはならない。もっとも、既に、清朝の時代から、こうした農民は旧官地に対して強い「耕作権」を確立しており、彼らは自らの存在を官荘や荘園の小作人、その子孫として意識していなかったのかも知れない。その意味では、これら農民の質問に対する答えはそうした意識を正確に反映していたとも考えられる。

(2) 『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』第４冊、７１６、８１６頁

(3) 『民国二十年　東北年鑑』（東北文化社出版、１９３１年）、「財政」821-82、839-40 、850-55頁

(4) 『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』第４冊、７２１頁

(5) 前掲　Wang, Yeh-chien, Land Taxation in Imperial China, 1750-1911

-------, An Estimate of the Land Tax Collection in China, 1753 and 1908

(6) 前掲　John Lossing Buck, Land Utilization in China

まとめに代えて

本稿は『康徳三年度　満洲農村実態調査報告書　戸別調査之部』を使って、１９３０年代の満洲農村の経済構造を分析することの可能性について論じた。この資料は当時の中国東北地域だけでなく、中国農業史全体の数量的分析にも寄与するところが少なくないと考える。本稿の第一の目的はこの『満洲農村実態調査報告書』という資料集の内容を紹介することにあった。この報告書は数多くの統計表によって構成されている。そこで、そこにある各数字を構造的にとらえるためには、何らかの具体的な問題を設定し、そこから、それら数字の持つ意味を検証する作業が必要になる。本稿は農村における徴税の実態という問題を設定し、この報告書にある「公租公課表」を検討した。今後、県・村・屯の財政構造そのものを明らかにしていくことも、重要な課題となるであろう。さらに、この税の問題をさらに掘り下げて検討していくためには、「現金収支表」「農産物売却表」といった関係する他の集計表にも考察の対象を広げていくことが必要である。一つの集計表から次第に関連する他の集計表へと分析の対象を広げ、その構造的把握に努めるという方法により、今後も、『満洲農村実態調査報告書』にある統計資料、記述史料を読み進めていきたい。先に述べた、統計数字の信頼度といった問題も、具体的な数字の分析のなかで議論した方が意味あると考える。

統計資料

表1　調査地点と農家戸数・人口

		戸数	人口（男	女）
①瑷琿縣	第一保第十甲　松樹溝屯	63	342（175	167）
②洮南縣	第六区富貴保大茂好山後草房屯（畜産地帯）	32	222（116	106）
③樺川縣	聚寶山保陸家崗屯	22	174（88	86）
④富錦縣	第五区岳家屯	36	362（178	184）
⑤敦化縣	三台山屯（集団部落以外の在来農村）	50	217（130	87）
⑥磐石縣	冉家村（集団部落）	40	215（111	104）
⑦楡樹縣	于家焼鍋屯（街・鎮の影響少）	34	224（114	110）
⑧延吉縣	楊城村A屯	25	149（69	80）
	B屯	24	142（70	72）
⑨荘河縣	荘東村金廠屯（柞蚕地帯）	38	274（155	119）
⑩鳳城縣	赫家溝村西門家堡子屯（煙草栽培）	47	305（143	162）
⑪遼陽縣	第六区閻家庄子村前三塊石屯（綿作地帯）	77	491（249	242）
⑫遼中縣	第八区黄家窩堡（鉄道・都市の影響少）	59	385（199	186）
⑬蓋平縣	第三区陳家屯（鉄道・都市の影響大）	57	449（218	231）
⑭新民縣	第一区腰高臺子村二道河子屯（遼河の影響が大）	91	512（251	261）
⑮梨樹縣	第一区勤耕村裴家油房屯（鉄道の影響大）	40	259（133	126）
⑯西豊縣	第三区白石村徳恩屯（柞蚕地帯）	39	374（175	199）
⑰海龍縣	第二区孫家街屯	46	307（162	145）
⑱黒山縣	第四区孫家窩棚村前孫家窩棚（綿作地帯）	65	437（207	230）
⑲盤山縣	第五区寛字段村孟家鋪屯（地味が肥沃でない）	57	342（173	169）
⑳豊寧縣	第一区選将營子	79	378（194	184）
㉑寧城縣	第三区和碩金營子	74	351（190	161）
	計	1095	6911（3500	3411）

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』
（①－④　第一分冊、⑤－⑩　第二分冊、⑪－⑬　第三分冊、⑭－㉑　第四分冊）

表2　各村戸別調査の内容

1. 縣概略
2. 屯の概況
3. 集計表
   - (1)農家概況表
   - (2)農家概略表
   - (3)家族構成表
   - (4)被傭労働表
   - (5)雇傭労働表
   - (6)労働関係表
   - (7)土地関係表
   - (8)建物・大農具表
   - (9)飼養家畜表
   - (10)小作関係表
   - (11)公租公課表
   - (12)作物別播種面積並収量表
   - (13)農産物売却表
   - (14)生活費現金支出表
   - (15)貸借関係表
   - (16)現金収支表
4. 四隣屯ノ概況
5. 度量衡・地積・税目税率表
6. 糧穀公定価格図表

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』（全4冊）より作成

表３　土地制度史から見た各屯の歴史

①瑷琿県　旗地（黒龍江将軍衙門管理下）？　光諸３４年丈放
②洮南県　蒙古札薩克圖旗（札薩克圖郡王管轄治理下放牧地）　光諸２９年開放
③樺川県　旗地（三姓副都統衙門）　光諸３４年丈放
④富錦県　「赫哲」の天地　光諸３２年放荒、民国３・４年清丈
⑤敦化県　旗地、光諸２６年－民国２、３年、土地払い下げ
⑥磐石県　西圍場　光諸１０年より開放
⑦楡樹県　開拓地（乾隆初期より）
⑧延吉県　招墾（光諸１２年より）、光諸年間より放領
⑨荘河県　開墾（民国期に清賦）
⑩鳳城県　不明
⑪遼陽県　鑲藍旗旗地、民国８年以降升科が進む
⑫遼中県　伍田地、三園地、紅冊地（旗地）、民国４年－清丈
⑬蓋平県　范文正公荘園　民国７、８年清丈升科
⑭新民県　内務府官荘地　民国６、７、８年清丈升科
⑮梨樹県　科爾沁左翼中旗達爾漢親王地、民国１５年清丈
⑯西豊県　清朝盛京圍場、光諸２２年以降開放
⑰海龍県　鮮圍場、光諸４年以降丈放
⑱黒山県　官有生荒、光諸３２年以降丈放
⑲盤山県　磐蛇驛牧厩、光諸２９年以降丈放
⑳豊寧県　旗地
㉑寧城県　喀喇沁右旗（蒙地）

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』
各屯の調査報告のうち、「屯の概況」、集計表「第二　農家概略表」から作成。

表4　田賦と畝捐の税率表

	畝捐（県税）				田賦（国税）			
	上則地	中則地	下則地	城則地	上則地	中則地	下則地	城則地
瑷琿縣		0.290 #			0.389	0.382	0.374	#
洮南縣		1.08 #				記入なし		
樺川縣		0.77 #				記入なし		
富錦縣		1.06 #				記入なし		
敦化縣		0.77 #				記入なし		
磐石縣		1.16 #				記入なし		
楡樹縣		0.54 #				記入なし		
延吉縣		1.30 #				記入なし		
莊河縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
鳳城縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
遼陽縣	0.146	0.140	0.134	0.067		記入なし		
遼中縣	0.146	0.140	0.134	0.067		記入なし		
蓋平縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
新民縣	0.146	0.140	0.134	0.067		記入なし		
梨樹縣	0.146	0.140	0.134	0.067		記入なし		
西豊縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
海龍縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
黒山縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
盤山縣	0.146	0.140	0.134	0.067	0.154	0.110	0.066	0.033
豊寧縣		0.10				0.026		
寧城縣		0.10				無し		

数字は1畝あたりの税額（但し、#のある数字は、1晌当たりの税額）

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』
各調査屯についての「地積税率表」より作成

表5　国税・縣税の一覧

1.　国の財政に属するもの

田賦	農耕地につき、土地所有者に賦課せられる土地税。
禁烟特税	罌粟栽培面積につき、その耕作者に賦課せられる。
出産粮石税	収穫後に搬出せられる粮石につき、出産者、又は未納税の粮石取得者に賦課せられる。
木税	伐採せる木材につき、その伐採者又は未納税の木材取得者に賦課せられる。
牲畜税	牛、馬、騾、驢（熱河省にては駱駝を加ふ）につき、飼育者又は買主に賦課せられる。地方に依りては売買の外自家生産家畜についても、成畜となれるものに対し賦課せられる。
屠宰税	牛、豚、羊につき之を屠宰せる者に賦課せられる。
営業税	営業税。
酒税	成製酒類につき、その製造者に賦課せられる。
印花税	印紙税にして帳簿証書作成者又は受領者に賦課せられる。
契税	不動産租契、典契、売契につき商租人、承典人、買主に賦課せられる。
婚書税	結婚証明書とも謂ふべき婚書の発給を受けるに要する官製用紙代及び手数料。
鹽税	鹽類につき製鹽場より引取る際に、鹽取引業者に賦課せらる。

2.　縣の財政に属するもの。

畝捐	地方税としての土地税。
學捐	教育費に充てる名目で、土地所有者に賦課せられる。
山場又は場畝捐	荒地につき、その所有者に賦課せられる。
剪課	柞蠶場につき、その所有者に賦課せられる。
剪捐	柞蠶飼育面積につき、その飼育者に賦課せられる。
義倉費	義倉制度に依り徴集せられるもの。
警備費	縣の警備費に充つる為め徴集せられる。
賑災銭	罹災者救済費として土地所有者より徴集せられる。
営業捐	地方税としての営業税
房捐	家屋税。
木捐	国の木税に相応するもの。
屠宰捐	国の屠宰税に相応するもの。
車牌捐	車税。
狗捐	畜犬税。
田房中證書	不動産の売買等の契約に対する官の証明書料。

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』（全4冊）「凡例　（第十一　公租公課表）」より作成

表6　各調査屯における公租公課
〔注記のある項目を除き、単位は円。＃を付した賦役は日数を示す〕

瑷琿県	国税	157.99	〔土地税 136.49　その他　21.50 〕
	県税	189.60?	〔土地税　67.47　その他　87.20 〕
	村費	277.15	〔土地に対する課税　0.00　その他 277.15〕
			〔保甲費　36.98 農会費　37.40 学校建設費　60.60 伝令兵費 15.00廟会費 64.30廟年紙費 18.87 学校弁公費 44.00〕
洮南県	国税	62.55	〔土地税　32.56　その他　29.99 〕
	県税	259.61	〔土地税 165.15 その他 94.46　義倉 17.30石　賦役 # 69.5 〕
	村費	126.50	〔土地に対する課税 113.46 その他 13.04〕
			〔村費　78.32　自衛団費 16.44　甲自衛団費 18.70〕
			〔看青費　高粱 6.10 石　穀子 0.73 石、食料運搬費 6.94〕
樺川県	国税	327.21	〔土地税 212.60　その他　114.61 〕
	県税	418.72	〔土地税 251.49 その他 167.23 〕
	村費	318.02	〔土地に対する課税　285.42　その他　32.6〕
			〔農務会費　53.04 保甲費 154.58 四合山保創弁費 77.80 看青費 16.29〕
			〔団員費　7.00　馬捐　25.60 〕
富錦県	国税	417.66	〔土地税 348.89　その他　68.77 〕
	県税	630.03	〔土地税 460.03 その他 170.00 〕
	村費	973.17	〔土地に対する課税　973.17　その他 0.00〕
			〔農務会費 204.99 道路修理費 136.55 自動車購入費 68.34 七分所建築費　68.64　甲事務所雑費　482.70 〕
敦化県	国税	33.59	〔土地税　31.38　その他　2.21〕
	県税	86.75	〔土地税　51.21 その他　35.54〕
	村費	72.60	〔土地に対する課税　0.00　その他 72.60〕
			(保費　7.00　甲費　65.60)
磐石県	国税	24.61	〔土地税　0.00　その他　24.61〕
	県税	24.56	〔土地税　0.00 その他　24.56　賦役 670日〕
	村費	327.56	〔土地に対する課税 304.52　その他　23.04 〕
			(保費　28.95　甲費 164.61　甲遊撃隊費 42.93 国道賦役代金納額 28.89　集団部落建設費 39.50)
			(戸口調査費 3.60 電話架設費 1.44 現物　丸太81本 馬車公会費 18.00)
楡樹県	国税	205.08	〔土地税 105.15　その他 100.53 〕
	県税	218.74	〔土地税 128.93　その他　89.81　賦役　288 日〕
	村費	212.69	〔土地に対する課税　193.37　その他 19.32〕
			(保兵補助費 16.36　保事務所費 99.49　甲事務所費 59.34 県公署トラック寄贈費 3.59 前甲長慰労費 14.59)
			(甲事務所開設費 6.80　甲自衛団壮丁訓練費 11.08 現物代金納額 1.44 現物　不詳　自衛団員賦役　240 日)
延吉県（A）	国税	120.74	〔土地税 120.74　その他　0.00 〕
	県税	240.29	〔土地税 230.69　その他　18.60 〕
	村費	335.47	〔土地に対する課税 221.81 その他　46.00
		**	その他の特殊税　67.66〕
			(郷費、営部修繕費、営防費、保費、自衛団費、馬草費、橋梁修繕費)
			(民会費、民会参議費、村長費 46.00　白米 10.80斗 籾 19.84斗〕
			(番費、粮米、粮監　67.66 稲束 963束　白米　85.98 斗)

** 稲束　963 束、白米　96.78 斗、　籾　19.84 斗

	国税	25.30	[土地税 11.76 その他 13.62]
延吉県	県税	66.57	[土地税 44.60 その他 21.97]
(B)	村費	217.61	[土地に対する課税 118.23 その他 52.00
	**		その他の特殊税 47.38]
			(郷費、営部修繕費、営防費、保費、自衛団費、馬草費、甲費、橋梁修繕費)
			(民会費、民会参議費、村長費 52.00 籾 45.10斗)
			(番費、粮米、粮監 47.38稲束 1,234束 白米 47.23 斗)

** 稲クラ米付 1234 束、白米 47.23 斗、 籾 45.10 斗

	国税	125.36	[土地税 77.36 その他 48.00]
荘河県	県税	212.68	[土地税 189.68 その他 23.00]
	村費	161.48	[土地に対する課税 146.78 その他 14.70]
	**		(村費 136.97 、村場捐、看青粮)
			(保甲費、散戸費)

**包米 47.54斗(看青粮)

	国税	21.75	[土地税 15.41 その他 6.34]
鳳城県	県税	62.00	[土地税 30.33 その他 31.67]
	村費	218.85	[土地に対する課税 213.85 その他 5.00]
			(会費、門戸費、看青費)
	**		(牌長謝礼費)

**高粱 3.716石 包米 0.432石(看青費)

	国税	188.34	[土地税 104.49 その他 83.85]
遼陽県	県税	325.48	[土地税 147.97 義倉 94.22 その他 82.51 賦役# 220.5]
	村費	1,155.60	[土地に対する課税 1,149.44 その他 6.16]
			(村費 939.49 保甲費 182.85 道路修繕費 27.10)
			(打更費 3.20 国旗費 2.96)

	国税	407.42	[土地税 284.77 その他 122.65]
遼中県	県税	534.64	[土地税 412.99 その他 121.65 賦役 # 141.5]
	村費	1,145.99	[土地に対する課税 1,143.58 その他 2.41]
			(村費 1,143.58)
			(門牌費手数料 2.41)

	国税	124.97	[土地税 81.59 その他 44.56]
蓋平県	県税	251.25	[土地税 118.48 賑災銭 104.34 車牌捐 23.33 狗捐 6.90]
	村費	367.06	[土地に対する課税 291.37 その他 75.69]
		(1,375.96)	(村費 238.94 屯費 52.43 看青費 **)
			(自衛団費、門牌費、戸口費)

** 看青費の1,008.90 は高梁により現物納入された。

	国税	92.44	[土地税 48.84 その他 43.60]
新民県	県税	166.34	[土地税 88.89 門牌費 13.20 その他 77.45賦役 # 293.0]
	村費	1,077.13	[土地に対する課税 1,033.72 その他 3.41 ?]
			(村費 611.02 保甲費 76.16 屯費 346.54)
			(看青費 3.41)

	国税	70.77	[王租 40.13 その他 30.64]
梨樹県	県税	107.96	[土地税 88.37 義倉 ** その他 19.59 賦役# 50.5]
	村費	118.15	[土地に対する課税 111.70 その他 8.45]
			(村費 30.94 自衛団費 66.08 村公所家賃 14.68 村公所借地料 $$)
			(看青費、門牌費 8.45と高梁 4.23 石)

** 県税の義倉は穀物 (6.226 石) で徴集された。

$$ 村費の村公所借地料は穀物 (4.705 石) で徴集された。

西豊県	国税	359.76	[土地税　212.51 その他 147.25]
	県税	455.17	[土地税　341.73 その他 113.44　義倉 **　賦役 ##]
	村費	554.12	[土地に対する課税 546.72　その他　7.40]
			(村費 372.77 自衛団費 173.95)
			(門牌費、戸口費 7.40)
			** 義倉は穀物 1,034.13 升で納入
			## 賦役は 350.99 丈で納入
海龍県	国税	257.95	[土地税　99.04 その他 104.14]
	県税	321.88	[土地税　228.83 その他　37.32]
	村費	440.92	[土地に対する課税　440.92　その他 0.00]
			(村費　403.06区隊部費 37.86　看青費　高粱 129.54 斗
			包米　11.82 斗)
黒山県	国税	125.84	[土地税　93.66 その他　32.18]
	県税	319.08	[土地税　199.29 義倉　35.44 その他　84.35]
	村費	719.44	[土地に対する課税　714.09　その他 5.35]
			(村費 714.09)
			(門牌費等 5.35)
盤山県	国税	130.39	[土地税　107.61 その他　22.78]
	県税	445.44	[土地税　343.76 義倉　33.07 その他　67.83]
	村費	174.34	[土地に対する課税　174.34　その他 ##]
			(村費 77.30　堤防修繕費 49.71　屯費 30.71看青費 16.65)
			##(堤防修繕賦役　360 日　自衛団賦役 98 日)
豊寧県	国税	220.66	[土地税 20.18　&& 禁煙特税 200.50]
	県税	77.57	[土地税 69.48　その他　3.60]
	村費	179.85	[土地に対する課税 179.85]
			[村費　現銀　93.28　其他評価　86.57)

&&　禁煙特税はケシの耕作面積による。

寧城県	国税	2,624.98	[禁煙特税 96.00　その他 2,528.06 （酒税を中心とする）]
	県税	518.86	[土地税　350.36 その他　168.50]
	村費	817.12	[土地に対する課税 547.57 (48.28) その他 269.55 (23.50)]
		(71.78)	(租子　505.35　看青費　40.10)
			(商務会費、学校費、廟費等　269.55　賦役 31 日)

酒税は 2,281.65
( ) 内は穀物による納入を換算

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』
各屯に関する集計表「第十一　公租公課表」より作成

表7　各屯における公租公課の負担

（単位は円。但し、賦役の単位は日。穀物による現物納入については注に示したとおり）

	A 支出総計	B 公租公課の合計	B／A	C 国税	D 縣税	E 村費等	C／B	D／B	E／B	F 賦役の有無（日）	G 現物徴集の有無
瑷琿縣	12,233.69	624.74	0.051	157.99	189.60	277.15	0.252	0.303	0.443	0	0
洮南縣	3,681.28	338.10 (448.66)	0.091	62.55	259.61	126.50	0.139	0.578	0.281	69.5(D)	$ 6.83(E)
樺川縣	16,998.75	1,063.95	0.062	327.21	418.72	318.02	0.307	0.393	0.298	0	0
富錦縣	10,041.50	2,020.86	0.201	417.66	630.03	973.17	0.206	0.311	0.481	0	0
敎化縣	4,451.93	192.94	0.043	33.59	86.76	72.60	0.174	0.449	0.376	0	
磐石縣	2,781.72	350.34 (376.73)	0.125	24.61	24.56	327.56	0.065	0.065	0.869	670.0(D)	丸太81本
楡樹縣	7,842.94	525.79 (636.51)	0.067	205.08	218.74	212.69	0.322	0.343	0.334	528.0(D,E)	
延吉縣A	8,788.28	705.50 (696.50)	0.080	120.74	240.29	335.47	0.173	0.344	0.481	0	! 963.00(E) # 116.62(E)
延吉縣B	6,794.93	309.56 (309.48)	0.045	25.30	66.57	217.61	0.081	0.215	0.703	0	!1,234.00(E) # 92.33(E)
莊河縣	5,355.18	397.52 (499.52)	0.074	125.36	212.68	161.48	0.250	0.425	0.323	0	# 47.54(E)
鳳城縣	7,888.24	302.60	0.038	21.75	62.00	218.85	0.071	0.204	0.723	0	$ 4.148(E)
遼陽縣	13,659.39	1,669.42	0.122	188.34	325.48	1,155.60	0.112	0.194	0.693	220.5(D)	0
遼中縣	16,169.64	2,088.05	0.129	407.42	534.64	1,145.99	0.195	0.256	0.548	141.5(D)	0
蓋平縣	15,446.44	1,752.18	0.045	124.97	251.25	367.06 (1,375.96)	0.071	0.143	0.785	0	¥ 1,008.9(E)
新民縣	4,648.14	1,335.91	0.128	92.44	166.34	1,077.13	0.069	0.124	0.806	293.0(D)	0
梨樹縣	4,991.54	296.88	0.059	70.77	107.96	118.15	0.238	0.363	0.397	50.5(D)	$ 15.16(D,E)
西豐縣	10,085.80	1,369.05	0.135	359.76	455.17	554.12	0.262	0.332	0.404	¥ 350.99(D)	& 1,034.13(D)
海龍縣	7,470.05	1,020.75	0.113	257.95	321.88	440.92	0.252	0.315	0.431	0	# 141.36(E)
黑山縣	5,366.56	1,164.36	0.242	125.84	319.08	719.44	0.108	0.274	0.617	0	0
盤山縣	2,865.73	814.72 (750.17)	0.284	130.39	445.44	174.34	0.173	0.593	0.232	458.0(E)	0
豊寧縣	3,185.84	378.29 (478.08)	0.118	220.66	77.57	179.85	0.461	0.162	0.376	0	0
寧城縣	18,617.25	3,468.54 (3,898.18)	0.186	2,624.98	518.86	754.34	0.673	0.133	0.193	31.0(E)	¥ 71.78(E)

・A欄の支出総額、B欄の公租公課の合計は第十六「現金収支表」によった。但し、
（　　）内は第十一「公租公課表」にある数字を示す。
・C，D，E，F，G欄は第十一「公租公課表」による。また、C／B、D／B、
E／Bの計算に利用したB欄（公租公課の合計）の数字は「公租公課表」によった。
・F欄、G欄にある（D）、（E）の注記はそれぞれ縣税、村費等を示す。
・洮南縣の数字は屯内３２戸のうち、２１戸の調査を集計したもの
・＊は丈（長さの単位）を示す。
・¥は現物（穀物）の納入であるが、円に換算されていることを示す。
蓋平縣のE欄（村費等）の（　）内の数字はこの円に換算された額を加えたもの。
・$は石（穀物）、#は斗（穀物）、&は升（穀物）、！は束（稲）の単位を示す。

表8　各屯農家の年間収入

		1戸あたりの収入（円）	1人当たりの収入（円）
①瑷琿縣	第一保第十甲　松樹溝屯	229.27	42.23
②洮南縣	第六区富貴保大茂好山後草房屯	131.00	18.88
③樺川縣	聚寶山保陸家崗屯	827.72	104.65
④富錦縣	第五区岳家屯	221.28	22.00
⑤敦化縣	三台山屯	84.52	19.47
⑥磐石縣	冉家村	71.33	13.27
⑦楡樹縣	于家燒鍋屯	235.36	35.72
⑧延吉縣	楊城村Ａ屯	325.22	54.56
	Ｂ屯	219.30	37.06
⑨莊河縣	莊東村金厥屯	137.26	19.03
⑩鳳城縣	赫家溝村西門家堡子屯	190.20	29.31
⑪遼陽縣	第六区閻家庄子村前三塊石屯	173.87	27.26
⑫遼中縣	第八区黄家窩堡	273.66	41.93
⑬蓋平縣	第三区陳家屯	281.13	35.69
⑭新民縣	第一区腰高臺子村二道河子屯	97.76	17.37
⑮梨樹縣	第一区勤耕村裴家油房屯	127.91	19.75
⑯西豊縣	第三区白石村徳恩屯	292.38	30.48
⑰海龍縣	第二区孫家街屯	166.95	25.01
⑱黒山縣	第四区孫家窩棚村前孫家窩棚	95.05	14.13
⑲盤山縣	第五区寬字段村孟家鋪屯	77.03	12.83
⑳豊寧縣	第一区選将營子	42.92	8.97
㉑寧城縣	第三区和碩金營子	402.86	84.93

国務院実業部臨時産業調査局『康徳三年度　農村実態調査報告書　戸別調査之部』
各屯についての集計表「第十六　現金収支表」より作成